

# アムソウル FC 保護者会会則

1. 本会は、アムソウル FC 保護者会（以下「保護者会」という。）と称する。
2. 保護者会は、アムソウル FC（以下「アムソウル」という。）に在籍するクラブ生の保護者で組織する。
3. 保護者会は、アムソウルクラブ生（以下「クラブ生」という。）及びスタッフの支援、アムソウルの活動に対する協力、支援をするとともに保護者の親睦を図ることを目的とする。
4. 本会は、前項の目的達成のため次のことを行う。
  - (1) アムソウル主催の各種大会等の後援
  - (2) 大会及び練習等におけるクラブ生、スタッフの支援
  - (3) その他保護者会が必要と認める活動
5. 保護者会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1 名、副会長 3 名（Jn コース 1 名、5 年 1 名、3 年 1 名）、会計 4 名程度（Jr. コース 1 名、トップ 1 名、ジュニア 1 名、ガールズ 1 名）、学年代表各 1 名、監事 2 名とする。
  - (2) 会長、副会長、会計、学年代表は互選又は推薦により選出する。
  - (3) 監事は、学年代表から会長が指名する。
  - (4) 会長は、本会を代表し会務を統轄し、会議の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - (5) 会計は、会計事務を処理する。
  - (6) 学年代表は、当該学年の連絡調整をする。
  - (7) 監事は、庶務及び会計を監査する。
6. 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合は補充し、任期は前任者の残任期間とする。
7. 保護者会の会議は、総会、臨時会とし、会議は会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。
  - (1) 会議は、会長が召集し、総会の決定に従い会務を円滑に執行する。
8. 保護者会の経費は、会費、寄付金及びその他とする。
9. 保護者会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。
10. この会則支援範囲は会員のクラブ生及びスタッフに対し適用する。

## 附 則

この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。